

令和7年分 所得税と市・県民税の申告はお早めに！

問 税務課 市民税係 ☎0952-75-2126 佐賀税務署 ☎0952-32-7511



所得税と市・県民税の申告相談会を開催します。所得などの申告情報は、市・県民税の課税資料だけではなく、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料などの算定、所得証明書などを交付するために必要な資料となります。所得があるのに申告しなかったり、期間を過ぎてから申告したりすると、所得税に加算税・延滞税などが課される場合があります。

■確定申告会場

| 会場 | 期間 | 受付時間 | 連絡先 |
|--------------------|-------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 多久市役所 大会議室東（4階） | 2月16日(月)～3月16日(月) | 平日9時～16時 ※3月1日(日)は受け付けます | ☎0952-75-2126 (税務課市民税係) |

市役所では、主に農業申告や簡易な内容の申告相談を受け付けています。住宅ローン控除（初年度）、青色申告、複雑な土地・建物、株の売却などの申告相談は、佐賀税務署が開設する確定申告会場（メートプラザ佐賀）で行ってください。

| 会場 | 期間 | 受付時間 | 連絡先 |
|----------|-------------------|-----------------------------|--------------------------|
| メートプラザ佐賀 | 2月16日(月)～3月16日(月) | 平日9時～16時 ※3月1日(日)は受け付けます | ☎0952-32-7511 (佐賀税務署) |

メートプラザ佐賀での相談を希望される人は、LINEによるオンライン事前予約をお願いします。当日受付も行っておりますが、相談枠に限りがあるため、相談枠がなくなり次第、当日の受付を終了いたします。なお、ご自身のスマホとマイナンバーカードにより申告書の作成を行っていただきますので、マイナンバーカードとカード発行時に設定した4桁と6～16桁の2種類のパスワードをご確認のうえ、ご来場ください。



【国税庁
LINE公式アカウント】

■所得税の還付申告は1月5日(月)から手続きできます

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーを利用して、ご自宅などからスマホやパソコンで申告することができます。

※還付申告は、医療費控除や住宅ローン控除などを受けることで、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。申告期間になると、混雑することも予想されますので、早めに申告してください



【国税庁
確定申告書等
作成コーナー】



郵送による確定申告書の送付先が 佐賀税務署から変更になりました

郵送により申告書を提出される場合の送付先は次のとおりです。

〒816-8616

福岡県春日市春日公園6丁目1番地6
福岡国税局業務センター春日分室